

2006年3月9日  
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

施設設備の建設改良及び維持管理に係るコンピュータ処理  
について（答申）

2006年（平成18年）3月1日付けで諮問（第178号）された施設設備の建設改良及び維持管理に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ利用をする必要性があると認められる。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を遂行するに当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在、職員の病院内への出入りについては、午前7時から午後8時までは職員通用出入口を利用することとし、暗証番号による自動開錠施錠方式としている。また、夜勤等午後8時を過ぎる出入りについては、警備室前の入退院出入口を利用することとしている。しかし、病院運営の関係上、通常勤務、準夜勤勤務、夜勤勤務と様々な勤務形態があり、職員の出勤、退勤の時刻の把握が難しい状況にある。

(2) 出退管理機器設置の目的

出勤時刻と退勤時刻を記録し、管理していくことにより、職員の勤務実態の把握と職員の健康管理に役立てる。

(3) 出退管理対象者

市民病院全職種（委託業者社員等を除く。）の800人

(4) 出退管理機器の設置場所

出勤・退勤の記録は、職員全員に磁気カードを持たせ、出退管理機器にカードを通すことにより、出勤時刻、退勤時刻を記録する。最も合理的な機器の設置場所として次の3カ所とする。

ア 東館地下更衣室 500人

イ 東館2階総務課 200人

ウ 東館3階医局 100人

(5) 出退管理機器の内容

ア 管理人数設定 1,000人

イ 出退管理の方法 読み取り装置(リーダー)に磁気カードを通すことによりデータを読み取り、パソコンにデータを蓄積する。

ウ 管理記録の内容 職員の出勤時刻と退勤時刻

(6) コンピュータ処理をする必要性について

職員の勤務実態を把握するため、パソコン、読み取り装置(リーダー)に職員の個人情報(氏名、職員番号、所属、出勤時刻、退勤時刻)を記録し、蓄積することになるから、コンピュータ処理をする必要がある。

(7) パソコン、読み取り装置(リーダー)で管理する個人情報の範囲

ア パソコン 職員氏名、職員番号、(所属、出勤時刻、退勤時刻)付属情報

イ 読み取り装置(リーダー) 職員番号、(出勤時刻、退勤時刻)付属情報

ウ 磁気カード 職員番号

(8) 安全対策について

ア データを蓄積するパソコンは、総務課内パソコンルームに設置し、ID及びパスワードにより操作者を限定する。夜間、休日等職員の管理ができないときは、パソコンルームに施錠し、管理する。

イ 日常的なセキュリティ対策として、週に1回データの蓄積状況と内容確認を行い、2年間パソコン内のディスクに保管する。藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守し、適正にセキュリティ管理を行う。

(9) 実施予定日

2006年4月1日

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ利用を認めるものである。

(1) コンピュータ利用の必要性について

実施機関の説明によると、現在職員の出勤状況の管理運営については出勤簿により管理を行っているが、病院運営の関係上、通常勤務、準夜勤勤務、夜勤勤務と様々な勤務形態が存在し、職員の出勤時刻や退勤時刻の正確な把握が難しい状況となっているということであり、コンピュータ処理は病院職員の出勤時刻と退勤時刻を出退管理機器で記録管理することによって、職員(夜勤)の勤務実態の把握と健康管理等に

役立てることを目的としているため、その必要性があると認められる。

(2) コンピュータで取り扱う個人情報について

コンピュータで取り扱う個人情報は、本業務における必要最小限の項目であると認められる。

(3) 安全対策について

実施機関の説明によると、データを蓄積するパソコンは総務課内パソコンルームに設置し、ID及びパスワードにより操作者を限定すること、夜間・休日等職員の管理ができないときはパソコンルームに施錠して管理すること、日常的な対策としては週に1回データの蓄積状況と内容確認を行い、2年間パソコン内のディスクに保管すること及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守し、適正にセキュリティ管理を行うということから、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上